

小平市監査委員告示第4号

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和7年5月12日付平企財収第261号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年5月28日

小平市監査委員 岡村 健司

小平市監査委員 虻川 浩

財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和7年2月20日付平監発第43号で小平市監査委員より報告のあった財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

1 特定非営利活動法人 子ども支援ホーム（学童保育じゃんぷ小川クラブ）

(1) 所管部課（こども家庭部 学童クラブ担当課長）に対する監査の結果

<指摘事項>

- ① 団体が作成した実績報告書の補助金額算定の計算過程において、補助金額に影響を与える誤りがあったものの、修正を求めることなく補助金額を確定しているもの。

《措置等》

提出書類のチェック項目をリスト化し、補助金交付団体とも共有して、当該団体でのチェックと市でのチェックに活用することで、適正な書類の提出を図るとともに、指導及び確認を徹底する。

2 株式会社 学凛社（学童クラブアウラ小平スクール）

(1) 所管部課（こども家庭部 学童クラブ担当課長）に対する監査の結果

<指摘事項>

- ① 交付決定された補助金額について、小平市補助金等交付規則に基づく変更承認手続きを経ずに補助金額を増額した実績報告書を受理し、さらに、増額の理由を裏付ける資料の添付がないまま、補助金額を確定しているもの。

《措置等》

提出書類のチェックリストを作成し、この中で、増額変更の場合には変更承認手続きが必要であること等も記すことで、小平市補助金等交付規則及び小平市民設民営学童クラブ事業費補助金交付要綱に基づく、適正な事務処理を行う。